

りが希薄化するなど、コミュニティの疲弊が顕著になっている。また、前述のように、地方公共団体によっては、青少年健全育成の観点から、情報モラル教育につき積極的な活動を行っているところも存在するが、そうした取組の多くは全国でばらばらに行われているため、面的に広がりや欠き、優れた取組が共有される仕組みが存在してこなかった。また、予算上の制約も、個別の地方公共団体が行う活動に限界を与える要因となっている。

2) 諸方策

情報モラル教育を質量ともに向上させていくためには、学校だけではなく、家庭や地域も含めた包括的な取組として捉え、教員や親の問題意識を高めていくことにより、これまでの取組を拡大していく必要がある。その際、必要となる支援については、文部科学省や総務省といった関係府省庁、地方公共団体等が相互に連携・協力していくことが重要である。

まず、指導教材の改善については、情報モラル教育ポータルサイト¹²¹の開設や指導事例のとりまとめ等、最近の施策を一層推進するとともに、民間における先進的な取組を踏まえ、官民連携の在り方を検討していく必要がある。

例えば、「ICT教育推進プログラム協議会」(会長:清水康敬東京工業大学名誉教授)では、2003年11月より教育機関におけるICT教育の支援活動を行っているが、なかでも、教職員向けの専用サイト「ICT活用ゲートウェイ」を通じて、教員向けのe-Learning研修コンテンツや実践事例集、協賛企業が提供する教育コンテンツを公開する等、実務的な啓発プログラムを用意している点が特徴的である。

さらに、総務省においても家庭・地域・学校で広く利用できる教材として「伸ばそうICTメディアリテラシー」¹²²を開発し公開しており、体験学習により子どもの気持ちを惹きつけ楽しく学べるシミュレータ、具体的な指導方法・必要な情報を収録したガイドブックにより教員・保護者の負担軽減、メディアリテラシー強化の支援を図っている。

また、ニフティは、品川区教育委員会と共同で作成した情報モラル教材に基づいて、①社員が実際に学校に赴いてインターネットを利用する際に注意すべき事項等について教え、②担任の教諭の指導に基づく体験プログラムを通じて疑似有害サイトを閲覧する「二本立て」の授業を行っており、教材と人員の不足をともに補う取組の一例として注目に値する。

国や民間による様々な既存の資産を活用しながら、リテラシーの高い教員を積極的に育成していくことが望まれる。また、対象者により異なる教材の開発等について、必要に応じて、国や地方公共団体が支援することも検討していくことが望ましい。

¹²¹ <http://kayoo.info/moral-guidebook-2007>

¹²² <http://www.ict-media.net/>

教員の意識向上についても、多面的な取組を広げていくことが有効である。総務省及び文部科学省は、関連事業者団体と共同で、教職員や保護者向けにインターネットの安心・安全利用に向けた啓発を行う講座を「e-ネットキャラバン」として全国規模で実施しており、昨年度は実施件数が千件を超える等、一定の成果を挙げている。事業の見直し年度にあたる本年度は、カリキュラムの画一化やレビュー体制の不備等、これまでに指摘されている問題点を踏まえ、内容面や運用面での改善を含め、今後の在り方について検討することとしているが、こうした課題を克服しつつ、引き続き全国的に偏りなく教員のリテラシー向上を図っていくことが必要である。

e-ネットキャラバンの概要

子どもたちのインターネットの安全な利用のため、インターネットの「影」の部分についての保護者・教職員向けの講座を、通信業界と総務省が協力して開催。通信業界は、無償で職員を講師に派遣する等、各企業のCSR(Corporate Social Responsibility)活動として参画。また、実施にあたっては、文部科学省とも連携。

- ◆対象者 : 保護者・教職員。要望があれば児童・生徒も対象。
- ◆協力団体 : 通信事業者等民間団体(206社)、公益法人(10団体)、政府・自治体(13体)、その他(30団体)*
- ◆講師 : 認定講師 1,273名*
- ◆講演内容 : インターネットを通じた犯罪に関する情報や、迷惑メール、架空請求詐欺等の実態や対処方法等。
- ◆実施期間 : 平成18年4月から3年間(平成17年11月から関東・東海を中心に試行実施)。
- ◆事務局 : (財)マルチメディア振興センター
- ◆実績 : 平成18年度の実施件数:453件
: 平成19年度は、実施件数1089件
: 平成20年度は、実施件数771件(申込1016件)*
: 年間1,000件の講座開催を目標



総務省の広報ビデオ: http://www.soumu.go.jp/menu_00/media/070514_1.html

<http://www.fmmc.or.jp/e-netcaravan/>

また、近年、「学校裏サイト」と呼ばれる学校非公式サイトが増大しており、文部科学省の調査¹²³によれば、全国に存在する約 38,000 の非公式サイトのうち、約 2,000 の非公式サイトにつき内容を確認したところ、誹謗中傷の言葉が約 50%、わいせつな言葉が約 37%、暴力誘発の言葉が約 27%含まれる等、青少年に与える影響の大きさが浮き彫りになったところである。他方、非公式サイトは、巨大掲示板にスレッドとして掲載されているものから、数人のグループが情報交換や遊びを目的に開設するものに至るまで様々であり、書き込みの内容や程度も個別のケースにより大きく異なる。こうした実態について教育関係のNPOや監視会社等によるセミナー等が実施されているほか、教員が実際に被害に遭った生徒の受け皿をなるよう

¹²³ http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/index48.htm

に支援や助言を行う相談窓口等が民間レベルで整備されてきており、教員がこれらの活動への主体的な参加や学びを通じて知見を深め、生徒にとって身近で信頼できる相談相手になることが重要である。

教えることについてのインセンティブの強化については、情報モラル指導モデルカリキュラムを踏まえて、一層の指標化・具体化を進めることに加え、一定のスキルを獲得した教員に証明書を発行し、又は企業研修への参加を公務か出張扱いする等多様な仕組みを構築することも検討に値する。とりわけ、大学生は、子どもに近い視点と最新の情報サービスに関する知識を有していることから、教職課程への組み込み等を通じて、情報モラル向上に関するボランティア活動や出張講座を単位認定の対象にすることも有効と考えられる。

情報モラル教育を改善していく上で、教員指導の質的向上と並んで重要となるのは、学校や教員に対して過度の負担がかからないよう、家庭・地域・学校において、それぞれの関係者がその役割に応じ、相互に連携した取組を行っていくことにより、すべての子どもたちに対して働きかけを行う仕組みを構築することである。「初等・中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について（2003年10月7日中央教育審議会答申）」において、

5 教育課程及び指導の充実・改善のための教育環境の整備等

（略）社会全体から学校に対して様々な役割・機能が期待される中で、学校がその本来の役割・機能を十全に果たすためには、各学校が現在行っている教育活動全体について、自己評価等を通じて不断に検証し、改善を図ることが必要である。その際、家庭や地域社会が分担・協力した方がよりよい成果が得られると考えられる教育活動等については、家庭や地域の実態等を踏まえつつ、保護者や地域住民等の理解を得ながら、家庭や地域社会がその役割を分担したり、協力したりするように促していくことも必要である。

と記述されているのも、学校を中核として家庭や地域社会、国や地方公共団体等の主体がそれぞれの特質を活かして連携していくことの必要性を謳うものにほかならない。

保護者による主体的な参加を促進するためには、入学説明会や父兄参観等の機会を活用し、できるだけ多くの保護者が参加するイベントにおいて情報モラルに関する情報提供を行うことも有益である。また、現状、特区制度やモデル事業を通じてICTを通じた町おこしが行われているが、授業時間外に空いた教室や公民館等に地元進出企業の出前講座を誘致することにより、企業の社会的責任（CSR）と住民のリテラシー向上の両立を図ることも、地域の取組の活性化という観点からも検討に値する。

近時、放課後教室や土曜授業といった課外活動を通じた学童保育の強化が行われているが、学習の機会の増大に比して、実際に行うべき教育コンテンツの整備が追いついていないとの指摘がなされている。これを踏まえ、様々な企業やNPO等が用意している情報モラル教育コン

テックがより積極的に活用される環境を整備していくことも重要である。また、進学塾や学習塾の普及、塾に通う子どもの多くが携帯電話を所持しているといった現状に鑑み、塾に対する一定の役割も期待される。

このように、関係府省庁の協力のもと、家庭・地域・学校等の関係者がそれぞれの役割を果たすことで相互に連携を強化し、優れた取組を共有する仕組みの構築が求められており、こうした取組の方向性は、後述する啓発活動を協調的に進める要請にもつながる。

以上例示した諸方策について、関係府省庁や地方公共団体等との間で合意が形成され、実現性の高い施策となったものから順次実施すべきである。

(2) ペアレンタルコントロールの促進

1) これまでの取組

インターネットが国民生活に不可欠な基盤となるなかで、青少年のインターネット利用は着実に増大している。2007 年末時点でのインターネット利用率は 6～12 歳につき 68.7%（前年末 67.9%）、13～19 歳につき 94.7%（同 93.0%）となっている。とりわけ、青少年については、携帯電話を利用したインターネット接続が普及しており、家庭や学校等において周囲の大人がその利用実態を把握することが困難となっている。例えば、出会い系サイトに関連した事件（児童買春、児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反等）においては、被害児童のほとんど（2008 年上半期で 98.3%（警察庁調べ））がパソコンではなく、携帯電話を用いてアクセスしているのが実態である。こうした背景を踏まえ、携帯電話を通じたインターネット利用に伴う弊害から青少年を保護すべきとの論調が急速に高まってきた。

(※) 国会、政府等における近時の動きの例

《教育再生懇談会：第一次報告（2008 年 5 月）》

○子どもを有害情報から守る

- ・携帯電話利用についての教育を推進し、必要のない限り小中学生が携帯電話を持つことがないよう、保護者、学校はじめ関係者が協力する。
- ・小中学生が持つ場合には、通話機能等に限定したものが利用されることを推進する。機能を限定した携帯電話の開発と普及に携帯電話事業者も協力する。

《自民党携帯電話から小中学生を守ろう勉強会：中間提言取りまとめ（2008 年 6 月）》

今秋の臨時国会で小中学生の携帯電話所持を禁止する議員立法を目指す方針を打ち出す。

こうした観点から、学校における情報モラル教育と並んで重要になってくるのが、子どもに最も身近に接する保護者の意識の向上と積極的な取組である。

しかしながら、保護者の多くは子どもに比べて携帯電話を通じてインターネットを利用する機会が乏しく、子どもの利用実態を把握することはますます困難になってきている。また、実際に閲覧されているサイトの内容についても知らないことが多いことから、「インターネットは怖いもの」として一律に排除しようとしてしまうか、自分には分からない世界であるとして目を背けてしまうかのいずれかの対応に陥りやすいとの見方もある。そうしたことから、保護者が子どもと正面から向き合い、利用実態に基づいて課題と対処について話し合う機会が少なくなっており、保護者による子どものネット利用に関する適切な監督・管理（ペアレンタルコントロール）が行われていないとの指摘がなされている¹²⁴。

インターネット上の違法・有害情報から青少年を適切に保護する取組として有効なフィルタリングサービスについては、前述のとおり、過去3度にわたる総務大臣要請により導入と改善が行われているが、リテラシーを持った保護者による適切な管理の下で青少年によるインターネット利用を図ることを目的として、フィルタリングサービスの解除時に親権者の確実な意思確認を実施するとともに、利用者の選択肢を増やすサービスの早期検討を行うことが求められた。これを踏まえ、一部の携帯電話事業者においては、携帯電話インターネットの契約者である青少年や使用する青少年の保護者に対して、保護者による適切な管理に基づいて、特定のサイトやカテゴリにつき閲覧可否の設定を可能とする、「カスタマイズ機能」を導入することを予定している。

カスタマイズ機能を実装した端末においては、個々の利用者において、個別のサイトにつき、第三者機関によるサイトの認定やコンテンツ・レイティング等を必要に応じて参照しつつ、閲覧するかどうかの判断を自ら行うことが求められる。このため、当該サービスの開始にあたっては、子どもの成長や取り巻く環境、社会的な利用実態等を踏まえ、保護者が青少年有害情報の範囲や程度について判断を行い、子どもによる利用を適切に管理していくことが前提となる。

このように、ペアレンタルコントロールを通じて個別にカスタマイズされたサービスを享受することのできる環境の実現が目指されている一方、保護者が充分なリテラシーを持っていない青少年の利用者については、通話等に機能を限定した携帯電話端末の利用を促進するべきとの議論も存在している。

我が国においては、携帯電話事業者により子ども向けにインターネット接続機能を無効にし、又は子ども向け公式サイトに対してのみ接続を許可する等、いわゆる機能限定携帯端末が販売されている。諸外国においても、アメリカにおいて子ども向けにGPS機能をデフォルトで実

¹²⁴ 検討会WGの議論の過程で「ペアレンタルコントロール」という言葉自体が、子どもに対する親の優越的地位を前提とした表現に過ぎるという意見もあった。実際、日本におけるICT社会の健全な維持と発展を担う主体として青少年を捉え、彼らの自律的な情報社会への参加に向けた未来志向の教育のための活動を行っていくことこそ重要である。

装した端末がある¹²⁵ほか、オーストラリア¹²⁶やフランス¹²⁷においては、子ども向けという分類ではないものの機能をショートメッセージの送受信やカメラに限定した端末が販売されている。

また、機能限定携帯端末については、教育再生懇談会の第一次報告（2008年5月26日）において、その普及に向けた提言がされているほか、教育再生懇談会「携帯電話問題ワーキンググループ」において、引き続き検討が行われており、今後、取りまとめられる第三次報告に盛り込まれる予定である。

しかしながら、こうした機能限定携帯端末は、一般端末との比較において利用者である青少年を惹きつけることが難しく、需要の少なさ等により事業者において開発・販売を継続していくことが困難であるなど、普及が進みにくいとの指摘もなされている。

2) 諸方策

子どもがインターネットを利用するに際して、保護者による適切な管理を可能とする上で解決すべき課題の一つは、保護者のメディアリテラシーを強化する仕組みが存在していないことである。保護者が第一に求められているのは、まず、携帯電話等を通じたインターネット上にもどのようなサイトが存在し、どこに具体的な危険が存在しているのか、子どもたちが携帯電話を使ってどのようなコミュニケーションを図っているのかといった実態を知ることであり、いたずらに恐れたり、利用を禁止しようとしたりすることは望ましいことではない。保護者が子どもの利用実態を知り、子どもとともに危険を回避する方策について話し合うことを契機として、家庭からインターネット利用環境を整備していく必要がある。

インターネットについて関心を有する保護者だけでなく、特別の関心や知識を有していない保護者に対しても等しく働きかけを行うためには、強制力は伴わないにしても、ある程度「制度的」な形で周知・啓発を行っていくことが必要である。例えば、ほぼすべての保護者の参加が見込まれる入学説明会や入学式等の機会を活用して、情報モラル教育を行うことも検討に値する。また、携帯電話販売店の協力を得て、青少年契約者及びその保護者に対して、携帯電話利用時のマナーや注意点に関する講習を実施するなど、購入プロセスや利用シーンにおける親子参加型の啓発活動を推進することも考えられる。

携帯電話事業者によるペアレンタルコントロールについては、国内の一部事業者により、子

¹²⁵ 子ども向け (for kids) と明示した端末として、GPS 機能を標準装備したもの (LG: LX150) 等が販売。

¹²⁶ メッセージ機能に限定し、Bluetooth やブラウザ機能を標準装備していない端末として、モトローラ (W156)、LG (KG370 等)、ノキア (2600) 等が販売。

¹²⁷ 同様にメッセージ機能限定端末としてノキア (6150 等)、ソニーエリクソン (CMD-J5 等)、モトローラ (C520) 等が販売。

どもによるインターネットへのアクセス履歴を保護者がチェックすることのできるサービスが既に提供されている。また、諸外国においても、子どもがアクセスしたサイトを親の携帯電話に自動通知させるシステム等の様々な取組が見られるところであり、こうした保護者による適切な管理を可能とする仕組みに関し、各事業者において導入の可能性につき検討を行うとともに、既存の利用可能なサービスについて周知・啓発を図っていくことも重要である¹²⁸。

イギリスでは、ボーダフォンが出荷時からフィルタリングを実装し、成人向けコンテンツへのアクセスを禁止しており、契約時に顧客が年齢認証を行わなければ解除できなくなっているほか、オーストラリアでも同様に各社がペアレンタルコントロール機能をデフォルトでオンにした上で、クレジットカード認証を通じた解除に応じている。アメリカのAT&Tワイヤレスは、月額5ドル弱の料金により、保護者が利用者である子どものインターネット利用に関して、料金、利用時間、メッセージ数、フィルタリング等のサービスを個別に設定可能となるサービスを提供している。また、ドイツでは、携帯電話購入時にはインターネット接続をオフ設定し、接続を希望する際にペアレンタルコントロールを選択可能にする事業者が多く存在するほか、公式サイトのうち特定のサイトへのリンクが子ども用の携帯電話に表示されないように予め設定することが可能となっている。フランスでは、各社とも設定の申込みから24時間以内にフィルタリングを実施するという対応がとられている。こうした諸外国における取組は、リテラシーが十分ではない親権者が安易に契約時に同意することなどにより、フィルタリングサービスが必要な範囲を超えて解除されることを防ぐという点で、一定の効果があると考えられる。

いずれにしても、青少年インターネット環境整備法の施行に向けて、親権者による実効性のある意思確認に基づき、フィルタリングサービスを一層普及し、改善していくことが求められており、親子のリテラシー向上に向けた取組を並行して強化することにより、カスタマイズ機能などが適切に利用できるようにしていくことが必要である。

その際、利用者である青少年や保護者が、すべてのインターネット上のコンテンツについて、閲覧の是非を誤りなく判断することを期待することは現実的ではない。それぞれのコンテンツについてレーティングが行われていれば、保護者がそれを参照しながら自主的に取捨選択を行うことができる。前章で述べたように、今後、コンテンツ・レーティングの普及促進に向けた取組を加速させていく必要がある。

リテラシーが充分でない親子に対するもう一つの対策として、機能限定携帯端末の開発・利用を促進することも考えられるが、いくら端末を開発しても、実際に利用が進まないのでは意義に乏しい。利用者の意見を踏まえつつ、魅力ある端末の在り方について携帯電話事業者や端末開発事業者において検討を行っていくとともに、普及促進に向けて必要となる支援の在り方

¹²⁸ 現在、保護者による適切な管理を促すサービスとして、携帯電話各社が提供する請求書において利用パケット数が表記されているが、米国の例等を参考にしつつ、利用時間やメール数、参照ページ数等の具体的指標を報告する機能の実装も検討に値するとの意見があった。

について国や地方公共団体等が引き続き検討を行っていく必要がある。

以上列挙した諸方策について、2008 年度中から適宜実施していくことが望まれる。

(3) コンテンツ事業者等による利用者啓発活動促進

1) これまでの取組

学校教育や家庭教育は重要であるが、この担い手となるのは教員や保護者ばかりではない。専門的な知識を持つコンテンツ事業者やISPなどがCSRの一環として啓発活動を行い、学校教育や家庭教育を様々に支援し、補完していくことは、きわめて効果的である。

インターネットは、もはや国民に不可欠のインフラであり、インターネットの利用環境整備は日本の将来のために克服すべき国民的課題のひとつである。地球温暖化対策などと同様、インターネット関連企業にとどまらず、その他の一般企業もCSR活動の一環として積極的に取り組むことが望まれる。

実際、現状でも民間企業が自主的に啓発活動を行っている例は枚挙に暇がない。

コンテンツ事業者が自社のウェブサイト上で利用マナー向上のための専用コーナーを設けて周知を図ることや、携帯電話事業者が契約時に携帯インターネット接続サービスの利用時に遵守すべき事項を周知する等、サービスの提供に併せて啓発を行う取組については、これまでも幅広く行われている。事業者による出前講座も増えてきており、例えば、NTTドコモは、携帯電話使用時の基本的なルールやマナー、フィルタリングや迷惑メールの対処方法等に関する授業を行う「ケータイ安全教室」を実施しているほか、KDDIも「ケータイ教室」として同様の取組を行っている。このほか、SBMでは情報モラル教育の教材等を提供する「考えよう、ケータイ」を開始したところであり、これら個別の事業者による取組を一元化する試みとして、「e-ネットキャラバン」が行われてきたことは既に述べたとおりである。

例えば、ネットスターとヤフーは、いち早く2008年4月から、教育学を専門とする有識者からなる「子どもたちのインターネット利用について考える研究会」を立上げ、問題点の整理やレーティングの基準の検討を始めた。同研究会は、社団法人全国高等学校PTA連合会と共催の上、NTTレゾナント、ミクシィ、マイクロソフトの後援を得て、9月30日にシンポジウム¹²⁹を開催し中間報告を行ったほか、保護者向け教材を無償で公開、全国9ブロックでモデル講演を行うことを発表し、11月24日には、その第一回目としての九州大会を大分県高等学校PTA

¹²⁹ 「子どもたちのインターネット利用について考えるシンポジウム」（主催：子どもたちのインターネット利用について考える研究会、社団法人全国高等学校PTA連合会）

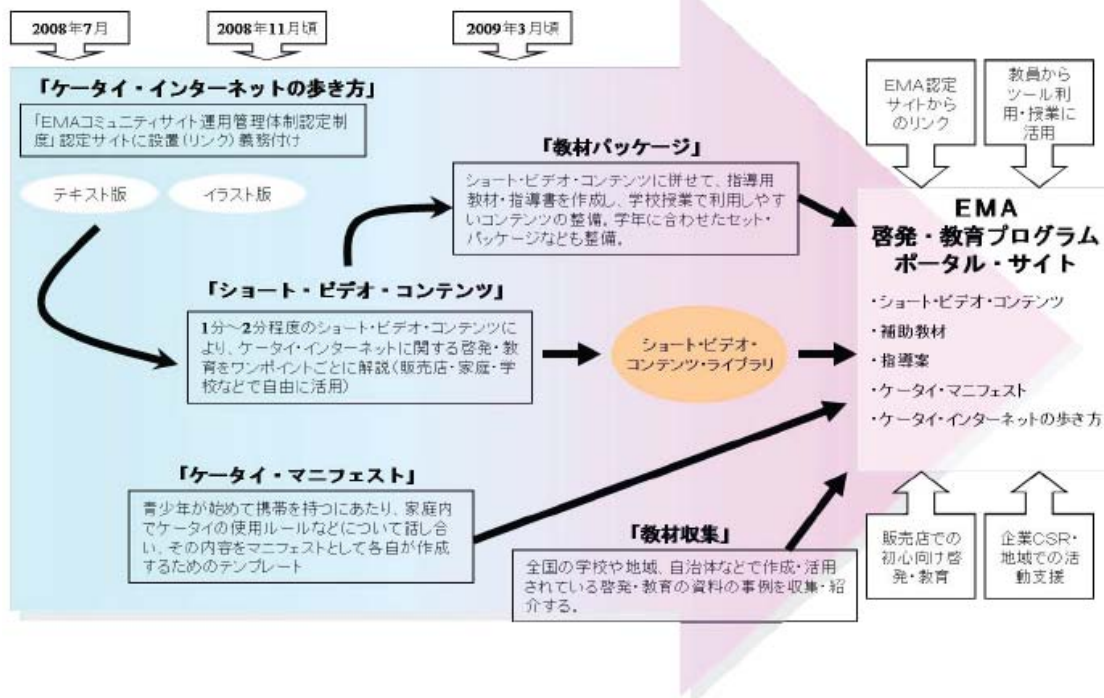
連合会の協力の下、開催している。



利用者に対する啓発活動を行っているのは民間企業だけではない。小学校低学年を対象とした取組の担い手として近時注目を集めているのが、特定非営利活動法人CANVASである。CANVASでは、子どもに最先端のデジタル機器やノウハウ、表現の場等を提供し、彼らがそれを用いて音楽やFLASHアニメーション等を創作する活動を支援することを通じて、インターネットの適切な利用を促進している。こうした取組は、ICTが有する「影」の部分への対応だけでなく、「光」の部分に目を向けさせるものである点で特徴的である。その他多くのNPOや消費者団体等が、様々な観点から啓発活動を実施している。

また、第三者機関のEMAでも、啓発・教育のための施策を行っている。具体的には、携帯電話インターネットサービスの利用に際して理解すべき項目やトラブル時のQ&Aを取りまとめた「ケータイ・インターネットの歩き方」の設置を認定サイトに対して義務づけることにより、利用者に対して啓発・教育が促進されるよう図っている。また、ショートビデオや指導用教材等のコンテンツの開発により様々な現場で啓発・教育が施すことができるよう配慮している。

EMAの啓発・教育プログラム開発の進め方



このように、青少年を違法・有害情報から適切に保護する必要性に対する認識が高まるとともに、教育関係者だけでなく、産業界やNPO等の多様な主体が自主的取組として啓発活動を実施しており、これらの取組が切れ目なく全国に展開され、必要とする者に対して適切に提供されるよう、既存の取組を拡大していくことが求められる。

2) 課題

これまでの取組から浮かび上がってくる課題として、経営体力が乏しい中小事業者や非営利法人等が啓発活動を行う場合、実施規模や内容が限定される点が挙げられる。これらの事業者が独自の視点に基づく啓発活動を行うことにより、その他大手の事業者や教育機関等の目が行き届きにくい地域や分野、対象年齢等に対してもきめ細かな対応が可能になり、又はインターネットの「光」の部分に焦点を当てるような新鮮で多様な要素が盛り込まれるといった効果も期待される。しかしながら、現実には、啓発活動の現状について網羅的に俯瞰されていないことから、現在取組が不足している領域が可視化されず、その結果として資源が効率的に配分されていないとの指摘もある。したがって、これらの課題を克服し、既存の有益な取組が相互に補完しあい、あるいは相乗効果を発揮することができるような仕組みを構築することが急務となっている。

なお、既存の取組に対してもいくつかの課題が指摘されている。まず、せっかく様々な教材などが用意されていても、それが、どこにどのように存在しているかがわからず、必要として

いる青少年などに届かない場合がある。こうした課題に対し、啓発サイトやオンライン教材のURLリンクを紹介するといったアイデアも試みられているが、たとえ青少年保護を目的とする内容であっても、こうした取組が提供企業の宣伝ツールと見なされることもあり、既存の優れた取組の共有が妨げられている。

また、民間企業が行う啓発活動は、CSRの一環として自主的に行われるものであるため、その実施規模に一定の限界があるだけでなく、多くの場合において、その効果を検証し、啓発プログラムの内容を継続的に改善していく等、中・長期的な取組を行うことは難しい。しかしながら、青少年のインターネット利用をめぐる環境は不断に変化しており、啓発プログラムの内容についても、現在行われている活動の効果測定に基づいた見直しが継続的に行われるべきである。また、過疎地等においては活動の効果も小さくなく、CSRの対象となりにくいことから、十分な活動が行われない可能性もあり、こうした点は、事業者による啓発活動に依存することの限界となっている。

3) 方策

インターネットの利用者が正しく情報を読み解く能力を身につけるために必要な啓発活動の担い手として、自ら情報を発信するコンテンツ事業者等が相応しいことからすれば、これらコンテンツ事業者等による取組が引き続き確実に行われていく必要があるが、そうした狭義のインターネット関連企業だけがその役割を担うべきであるということにはならない。

インターネットは、社会経済活動にとって不可欠の基盤となっており、それによりもたらされる恩恵は、コンテンツを提供する事業者等に限られるものではなく、金融や流通、運輸といったその他業種においても、サービス提供や決済の手段、主要な広告手法等、重要な企業活動ツールとして広く行き渡っている。その意味において、インターネットがもたらす恩恵に対する応分の社会的責務として、広く一般の企業が当事者意識を持ち、これらの幅広い主体が相互に連携することでインターネット利用環境を整備していくという視点を打ち出していくことが重要である。

このように、リテラシー向上の取組については、既存の担い手であるコンテンツ事業者等が相乗効果を発揮する形で有機的に取組を連携させるとともに、業界を超えて多くの参加主体が参加可能な「場」を構築していくことが求められている。

(4) 利用者を育てる取組の協調的な推進

1) 既に実施されている取組と今後に向けたアイデア

これまで述べてきた、情報モラル教育をはじめとする学校・PTAにおける取組、ペアレンタルコントロールを通じた親子間における教育、その他コンテンツ事業者による学校・地域・家庭に対する様々な取組について現状と課題をまとめると下図のとおりである。このように、それぞれの領域について、意欲のある民間企業等を中心として様々な取組が行われてきているが、リソースが限られているため、対象となる領域や手法を絞って行われており、全体として見れば、ばらばらの取組と言わざるを得ないのが現状である。

		既実施事例		アイデア	
		地域・自治体	学校・PTA	家庭	
				親(保護者)	子供
背景・問題		<ul style="list-style-type: none"> ○地域のつながり希薄化 ○取組の個別化 ○マイナス面の強調 	<ul style="list-style-type: none"> ○問題発生の低年齢化 ○情報モラル教育不足 ○教員の意識・能力の欠如 	<ul style="list-style-type: none"> ○大人のICTリテラシーの低さ ○大人の情報モラルの低さ ○学校教育への依存 	<ul style="list-style-type: none"> ○携帯利用の低年齢化 ○定額サービスの浸透 ○親による実態把握が困難
業界の対応		コミュニティサイト運用管理体制認定制度(啓発プログラム義務化)			
			訪問授業・講座・派遣等 ICT教育推進プログラム協議会 情報モラル教育拡充 ・包括的なネット利用教育 ・専任教員の配置 ・大学受験科目の設置	インターネット安全教室 自社サイト上の情報モラルコンテンツ 親子参加型教育の推進 ・ネットの可能性、倫理、歴史の教育 ・入学説明会への組み込み	
	取組の共有・広報 ・取組を共有する仕組み作り ・包括的なPRの場の提供 街づくりの一環としてのICT利活用	対象者に応じた教育の在り方 ・小学生からの取組 ・知識を持たない人のレベル向上 ・子供を引き付ける仕掛け・伝え方			
		教員の指導支援 ・IT指導員の学校への派遣 ・教員への指導用素材の提供 ・学校と家庭の役割分担に関するガイドライン	購買プロセスへの教育・仕組の組み込み ・ケータイ・Manifestでの親子調取決め ・初心者向けシミュレーション端末 ・販売店での初心者向けプログラム		
		相談窓口の設置(駆け込み寺)			
		科学的なデータに基づく分析 ・犯罪増加に対するネット利用の容与度の科学的分析			

利用者を育てる既存の取組がばらばらに行われていることは、個別の取組の意義を否定するものではなく、それぞれが継続的に維持・推進されていくことが有益であることはいうまでもない。他方、こうした取組をより相互に協調的な形で進めていくために、いくつかの解決すべき課題が存在している。

第一に「面的な拡大」であり、保護者のネットリテラシーへの関心が必ずしも高くない地域

や、過疎地等、全国的に俯瞰して見れば、取組が不足する地域が生じており、啓発活動全体として面的な広がりを欠く結果となっている。

第二に「主体の拡大」であり、前述のとおり、インターネットの恩恵を得ることによりその利用環境整備につき社会的責任を有する主体が多く存在しているにも関わらず、中小事業者の多くは資金面等の理由で十分な活動を行うことができず、又は既存の啓発活動がそれぞれの社会経済的な紐帯（例：学校と生徒、コンテンツ事業者と利用者等）に閉じて行われている結果、意欲ある一般企業が啓発活動を行おうとしても、適切な場が用意されていない等の理由により、実際にはリテラシー向上のための貢献が行われていないとの指摘がある。

第三に「優れた取組の共有」であり、個別企業による優れた取組が様々にあるにも関わらず、それらが既存の領域を超えて共有されにくくなっているとの指摘があるところである。

2) 利用者を育てる取組を協調的に推進するための枠組みについて

上記のとおり、既存の利用者啓発活動が非効率的に行われている現状を踏まえれば、この際、産学、地域を含む様々なプレイヤーが緩やかにつながり、インターネット利用者を育てる取組を協働して推進することのできる枠組みを設ける必要がある。

こうした枠組みが設けられることは、上記三つの課題にも応えることになる。第一の課題である「面的な拡大」に対しては、取組が不足している領域が可視化され、国を含めた関係主体によって相互に補完しあう体制が整備されることとなるため、啓発活動の面的な広がりが確保されるようになることが期待される。また、第二の課題である「主体の拡大」については、従来の業界団体等の主体から離れ、中立的に運営される枠組みが設立されることにより、狭義のインターネット関係者だけでなく、インターネットを通じて情報を発信する可能性のある一般企業が幅広く参画することができるようになり、リテラシー活動に重層的な広がりをもたらすことが可能になると考えられる。加えて、第三の課題である「優れた取組の共有」についても、既存の取組をまとめて俯瞰し、新たなアイデアを生み出すプラットフォームが整備されることにより、ベストプラクティスが容易に共有されるようになることにより、多角的な対応を図ることができるようになると考えられる。

以下、この新たな啓発枠組みに求められる機能や体制について、大きく5つの要素に集約して述べていくこととする。

(a) 広範性

現在、利用者啓発活動において生じている需給のギャップや非効率性を克服するためには、これまでの取組を整理・分類し、「メニュー化」することにより、できるだけ多くの利用者が

求めるサービスを容易に活用できるようにする必要がある。新たな枠組みがそのような啓発活動の結節点となるためには、可能な限り多くの主体が参加することのできる広範なものであることが必要である。具体的には、携帯電話事業者、ISPやコンテンツ事業者、関連機器メーカーやフィルタリングサービス提供者等の関連事業者に加え、金融や運輸を初めとするすべてのインターネットを利用する企業、フィルタリングやレーティング基準等に関する第三者機関や学識経験者、消費者団体、地域ボランティア、NPO等のあらゆる関係者が幅広く参加する機会を得ることが望ましい。

前章で述べたとおり、これまで違法有害情報の閲覧防止に向けた取組の例として、電気通信事業者からなる業界団体によるガイドライン策定等が挙げられるが、啓発活動については、必ずしもそのような推進母体が存在してこなかった。これは、啓発活動がコンテンツ事業者や教育関係のNPO、地域コミュニティ等によって自主的に行われ、取組を集約する団体が存在してこなかったことに一因があると考えられる。

こうした従来の取組を特徴付ける民間の「自主性」と取組の集約化を通じた「効率性」を両立させ、利用環境整備全般を行う主体的な枠組みを構築するためには、既に述べた自主規範等のツールを活用し、強制力によるのではなく、なるべく多くの関係主体が共通の目標の下で緩やかに結合し、参画することのできる枠組みとする必要がある。

さらに、利用者啓発に関する活動や知見が集約され、対象となる利用者の属性や地域に応じてマッピングが行われることにより、現在の取組が生じる重複領域や不足領域が可視化されることとなり、既存の資源を不足領域に再配分する役割を果たすことができるようになる。こうした分析や取組を通じて、学校と家庭、学校と地域等の適切な役割の在り方に関する知見が蓄積されることも期待される。

(b) 自立性

こうした啓発枠組みは、民間における啓発活動の結節点としての性格上、基本的には参加企業の自主的な拠出を通じて安定的に運営されていくことが望ましい。また、インターネット上の表現行為について、利用者保護の観点から一定の制約を加える側面も有していることからすれば、その活動方針が公正かつ公平に策定され、特定の利害関係者の意向によって左右されることがないように、枠組みとしての自立性を担保していく必要がある。

また、自立した枠組みによって啓発活動が行われることにより、現在行われている活動を把握し、その課題を見極め、今後の活動の改善につなげていくことも可能となる。その意味で、この啓発枠組みにはいわゆるPDCAサイクルを実践していくことが期待され、インターネット利用環境の整備が総合的かつ戦略的に行われ、社会における大きな流れとしての機運を高めていくことにも貢献しうる。

他方、こうした自立性は国や地方公共団体による関与を否定することを意味するのではなく、e-ネットキャラバンのように、国等が民間事業者の取組をコーディネートする例もあるとおり、一定の場合においては、民間企業による啓発活動のみに依存することに伴う弊害を少なくする観点も考慮する必要がある。例えば、過疎地等で国の出先機関が職員を派遣する、民間企業が啓発イベントを行う際に公民館や学校等の公共スペースを積極的に貸し出す等、国等がサポートを行うことのできる場面は少なくない。国全体として切れ目なく啓発活動を実施していく観点から、必要に応じて、他の参加主体と並んで、国等が一定の役割を発揮することができる機会を確保しておくことも有益である。

(c) 公開性

これまでの啓発活動における課題の一つとして、個々の利用者が必要とするサービスがどこにどのような形で存在しているのか分からないことによるミスマッチが挙げられる。その意味で、この啓発枠組みはすべてのインターネット利用者に対して開かれ、利用者がワンストップで問い合わせることのできる窓口機能を有することが望ましい。その際、窓口としての役割が広く社会に認知され、問い合わせ件数が将来増大した場合にも対応できるよう、一定程度、組織的な手当てが講じられる必要がある。

また、この枠組みが、インターネット利用者のリテラシー向上に関心を有し、CSRの一環として主体的な活動を行おうとする関係者に対して広く門戸が開かれたものとして運営されていくことは、必ずしも強制力を伴うものではなかったとしても、中・長期的にみれば、インターネット利用環境整備における典型例として、社会的に認知されていくことにもつながる。その結果、この枠組みへの参加が、企業価値の向上という面において一定のインセンティブとなり、民間における自主的な取組を一層促進するという好循環を生み出すことも期待される。

(d) 自主性

こうした啓発枠組みが構築されることは、個別企業がCSRとしての啓発活動を通じて、自らの企業価値を高めつつ社会貢献に向けた取組を行ってきたことと矛盾するものであってはならない。これらの企業が各自の方針に基づいて啓発活動を行うことは、枠組みが構築された後も一層促進されるべきであり、それに加え、参加企業がリテラシー向上という共通の公益目的の下で自主的に参集し、ベストプラクティスの交換等を通じて相互の取組を補完し、一層高め合うことが期待されている。

他方、取組が不足している領域への目配りを行うためには、既存の取組のうち枠組みとして共有できるものを取り出すこと等により、この枠組みが自主的な形で資源の集約化や再配分を図れるよう確保することも必要である。また、特定の企業によって優れた啓発の取組が行われているにも関わらず、そのコンテンツが個別営利企業とひもづいていることにより、学校等の

場で紹介することができないといった例も指摘されているところであり、啓発枠組みに対しては、こうした弊害を克服するために、自主的な立場から「再ラベリング」を行い、既存の取組の有効活用を図っていくことも求められる。

こうした観点からは、この啓発枠組みは、共通の公益目標に基づく参加企業同士の緩やかな連携に基づき、企業の「自主性」との両立を図っていくことが必要である。

(e) 迅速性

情報モラルに関する啓発活動は、一朝一夕にその効果が得られるものではなく、関係者が相互に連携しつつ、持続的に取り組むべきものである。しかしながら、青少年のインターネット利用を取り巻く環境の整備は喫緊の課題であり、来年度施行される青少年インターネット環境整備法においても、基本理念として青少年のリテラシー向上が掲げられているところである。こうした背景を踏まえれば、利用者を育てる取組を協調的に推進するための枠組みは、本プログラムの策定後速やかに構築され、その活動を開始することが重要である。

また、この枠組みは、あらゆる関係者が参画するプラットフォームとして、総合的なリテラシー向上に関する活動だけでなく、前章で述べた民間の自主的取組の促進策としての「自主憲章」的な取組、国内外における調査分析を通じた違法・有害情報対策における知見の集約といった取組についても併せて行っていくことが効果的と考えられる。このような枠組みの特質を最大限に活用し、インターネット利用環境整備を全国的に図っていくために、具体的に実施すべき事業については、この枠組みにおいて、設立後速やかに積極的な検討を行っていくことが期待される。

(5) 違法・有害情報対策の基礎となる調査の実施

1) 現状

出会い系サイトを悪用することやフィッシング等による、いわゆる「ネット犯罪」の増大が社会問題化することに伴い、インターネット上の違法・有害情報が青少年に与える悪影響などに着目し、これらの情報流通を規制する必要性が強く主張される傾向が見られる。青少年を適切に被害から守っていくためには、インターネットの危険性のみを強調するだけでは、十分な解決策にはならない。むしろ、個別の事案について、インターネットだけではなく、その他の社会的・経済的・文化的要因を含め、実際の被害に影響を及ぼしうる要素を可能な限り検討し、それらの因果関係に関する総合的な判断のなかで、インターネット利用が及ぼす影響を客観的に測定するという視点が求められている¹³⁰。

¹³⁰ 将来を担う子どもたちのためには、大人が、ICTの負の側面だけではなく、未来への可能性について

インターネット上の違法・有害情報の流通と、青少年被害の増大や犯罪の増加等の影響について、両者の相関関係を客観的に分析するにあたっては、インターネットがその他の違法・有害情報の頒布手段に比べてどれほど被害の拡大に貢献しているのか、違法・有害情報の頒布以外の社会的要因がなかったかどうか等について冷静な判断を行うことが求められる。

また、青少年被害等の負の側面だけでなく、表現活動の向上や知識の共有といった正の側面との比較考量のなかで、客観的な効果測定を行う必要がある。さらには、インターネット上の違法・有害情報の流通について、受け手である青少年やそれを取り巻く親や学校等が、十分なリテラシーを持って主体的に対処できるかどうかによって、実際に生じる被害の程度が異なってくる点にも留意が必要である。

このように、本来であれば、インターネットが青少年の心身に及ぼす影響を的確に測定するためには、上記のような様々な要因や影響について統計的な分析を行うことが望ましいが、実際には、インターネットが社会基盤としてあまりにも急速に浸透した結果、インターネットの影響だけを切り出して分析することは、現実的にはもはや不可能に近い。しかしながら、可能な限りインターネット上の違法・有害情報等のもたらす影響の客観的な評価に資する方策を検討することが求められている。

2) 新たな調査の必要性

客観的な議論の構築に向けた一つの提案として、違法・有害情報の性質に応じた「場合分け」を行うことが重要である。違法情報においては、名誉毀損や著作権侵害のような権利侵害情報については、当該情報の流通自体が権利者に対して具体的な損害を与えており、その因果関係を推定し、影響を測定することは比較的容易である。また、児童ポルノや違法薬物の広告等、権利侵害情報以外の違法情報の頒布についても、情報頒布それ自体が違法であり、必要に応じて取り締まりの対象となる点については同様である。

他方、有害情報については、そもそも当該情報を有害とみなす判断の根拠が人により様々であり、被害の程度を客観的に計測すること自体が困難であるほか、それがインターネット上で流通したことがもたらす影響についても、情報の内容や流通の態様により大きく異なることから、個別の事案に応じたきめ細かな調査・分析が求められる。

有害情報の種類や掲載・発信態様によって、利用者の受け取り方は大きく異なり、直接的に被害を生じるおそれがあるもの、不快な感情を生み、そのことが利用者に被害を与えるもの、犯罪の増加等との間で因果関係を有するわけではないもの等、様々なケースが考えられることから、これら種々の可能性に目配りの利いた詳細な調査・分析が必要である。

また、ネット利用増大の結果としてしばしば用いられる犯罪率の増加自体についても、科学的な検証が必要である。インターネットを活用した社会活動が増加しているなかで、当該活動全般の増加率よりも明らかに急速なペースでインターネットを利用した犯罪やインターネット上の情報流通による被害が増大しているのであればともかく、そうではない場合にまで、犯罪の増加等の社会問題の原因を安易にインターネットに求めることについては、慎重に考えるべきである。加えて、インターネットの普及がもたらす情報検索の効率化、離れた場所にいる人との交流の拡大、自己表現手段の多様化といった利点についても、公正な判断を行うことが求められる。

さらに、リテラシーを十分に有する者とそうでない者では、同じ違法・有害情報に接していても被害の程度は大きく異なる。調査により得られた結果に基づき、子どものインターネット利用や健全育成について比較的関心の薄い層を主要なターゲットとして、有効なアプローチを行っていくことが必要であり、その意味からも実態把握は重要である。

また、昨今、インターネット上の違法・有害情報対策として法規制を導入すべきとの議論がなされることが増えているが、例えば、既存のある法規制がどの程度の実効性を持っているのかを調査することにより、その法規制が手段として有効であるか否かを判断する検証モデルの構築なども視野に入れることが考えられる。

3) 調査の方向性

上記のような影響分析を行うためには、例えば、インターネット利用率や犯罪率等の数字を抽出し、比較する実態調査に留まるのではなく、詳細な状況設定を行い、比較的多数の母数を対象として、継続的にモニター調査を行う手法が有効と考えられる。こうした調査から得られる結果を複合的に判断し、新たな価値観の創造や利便性の向上といったインターネットの良さと青少年等に与える負の影響とを客観的に明らかにすることにより、効果的な対策が行われるような体制を整備していくことが求められている。

調査の実際の在り方については、本年度中に検討を開始し、2009年度から継続的な調査に取り組み、その結果を適宜公表していくことが望ましい。

5. おわりに（「安心ネットづくり」促進プログラムの策定に向けて）

以上、インターネット上の違法・有害情報への対応として、「安心を実現する基本的枠組の整備」「民間における自主的取組の促進」「利用者を育てる取組の促進」を柱とした総合的な政策パッケージについて、2011年度までに講じるべき施策を整理してきた。

本最終取りまとめは、「安心ネットづくり」促進プログラムの骨子として位置づけられるものである。総務省においては、速やかに提言を踏まえ「安心ネットづくり」促進プログラムを策定すべきである¹³¹。なお、プログラムには、何を、いつまでに取り組むかについて明確化することが求められる。

今後、総務省は、関係省庁と協力して「安心ネットづくり」促進プログラムに基づく取組を着実に推進すべきであるが、本最終取りまとめにおいて繰り返し述べたように、プログラムに盛り込まれる施策は、民主導で行われることを想定しており、産学連携して推進する新たな枠組みが必要と考えられる。

この点に関連し、2008年10月8日、PTAの全国組織、大学教授、地方公共団体の首長、インターネット関連企業など19名が発起人となり、「安心ネットづくり」促進協議会の設立に向けた準備を開始することが発表された。同協議会準備事務局は、2008年11月7日より会員企業等の募集を開始しており、2009年1月頃に設立総会を開催、2009年度から本格的な活動を開始することを予定している。

同協議会は、青少年インターネット環境整備法の制定や、総務省における本検討会の議論に呼応して、自主的取組の促進やインターネットのリテラシー向上を図るため、民間における産学の取組の結節点として機能し、どこの地域においても安心なインターネット利用環境を実現することを目指している。具体的には、インターネットの利用環境を整備するために欠かせない三つの活動に取り組むとしている¹³²。

¹³¹ 総務大臣発表時に示された「安心ネットづくり」促進プログラムには迷惑メール対策が含まれており、この部分に関しては、「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」最終報告書（2008年8月）を踏まえて策定。

¹³² 記者会見の配布資料「協議会の設立について」（2008年10月8日）によれば、「第一に、総合的なリテラシー向上の推進であり、インターネットの影の部分への対応だけではなく、すばらしさも伝えられる啓発活動を実施し、ICTを使いこなす子どもたちとそれを暖かく見守る大人たちを育成する。第二に、民間の自主的取組の推進であり、民間企業等が依拠できる自主憲章等の策定とその普及等を図ることにより、安心・安全なネット環境を可視化できるようにする。第三に、インターネットの利用環境整備に関する知見の集約であり、民間企業や各地方での取組を収集・紹介すること等により、様々な活動に取り組む主体間のアイデアの共有と、更なる工夫を図るための議論の場を提供する」こととしている。

同協議会が、青少年インターネット環境整備法の基本理念に則り、その活動を軌道に乗せることにより、「安心ネットづくり」促進プログラムに盛り込まれる諸施策の多くが着実に実施されることを期待したい。また、本来、インターネット利用環境整備の主体は利用者であり、産学連携組織の取組にとどまらず、国民一人ひとりの自覚的取組にまで発展することが究極的な目標であろう。

なお、プログラムの推進状況については、総務省等が、IT戦略本部が主催するIT安心会議やインターネット上の違法・有害情報対策官民実務家ラウンドテーブルなど、様々な機会に報告して、情報共有を図ることが求められる。さらに、上記「安心ネットづくり」促進協議会や青少年インターネット環境整備法に基づくフィルタリング推進機関など、民間における推進組織が、関連する取組の進捗状況について適宜公表していくことが望ましい。

また、プログラム自体も2009年以降、PDCAサイクルにのっとり取組を評価することが望ましく、そうした趣旨をプログラムに盛り込むことが適当である。

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」 開催要綱

1 目的

インターネットの急速な発達・普及は、利用者である国民に大きな利便性をもたらす一方で、インターネット上では、いわゆる「闇サイト」が社会問題となっているとともに、青少年のインターネット利用において出会い系サイトなどの有害サイトにアクセスして犯罪に巻き込まれたりする問題が発生している。このため、受信者側において一定の情報に関しアクセスを制限するフィルタリングの更なる導入促進、プロバイダ等による削除等の措置、インターネット利用に関する啓発などの違法有害情報に対する総合的な対応について、幅広く検討を行うことを目的とする。

2 名称

本会は、「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」と称する。

3 検討事項

- (1) インターネット上の違法・有害情報の現状と課題の検証
- (2) 政府、業界、電気通信事業者などにおける対応
- (3) 政府などによる支援方策等
- (4) 上記に関する総合的な対応方針

4 構成及び運営

- (1) 本会は、総務省総合通信基盤局長の検討会として開催する。
- (2) 本会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本会には、座長及び座長代理を置く。
- (4) 座長は、検討会構成員の互選により定めることとし、座長代理は座長が指名する。
- (5) 座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本会を招集し、主宰する。
- (6) 本会は、必要があるときは、外部の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (7) その他、本会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 本会の開催期間等

本会の開催期間は、平成 19 年 11 月から平成 20 年 11 月末を目途とし、来年 3 月頃に中間報告を取りまとめる予定。

6 庶務

本会の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課がこれを行うものとする。

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」構成員

(敬称略、五十音順)

- 座長 堀部 政男 一橋大学名誉教授
- 座長代理 長谷部 恭男 東京大学教授
- 相磯 秀夫 インターネット・コンテンツ審査監視機構 代表理事
- 五十嵐 善夫 ソフトバンクモバイル(株) 業務執行役員
(第1回～第6回)
- 越山 昌則 ソフトバンクテレコム(株) サービス開発本部 コンシューマインターネットサービス部 部長
(第7回～第10回)
- 岡村 久道 弁護士
- 加藤 秀次 (社)日本PTA全国協議会 専務理事
- 菊池 尚人 慶應義塾大学准教授
- 岸原 孝昌 モバイル・コンテンツ・フォーラム 事務局長
- 木村 たま代 主婦連合会
- 楠 正憲 マイクロソフト株式会社 技術統括室CTO補佐
- 桑子 博行 (社)テレコムサービス協会 サービス倫理委員会委員長
(AT&Tジャパン(株) 通信渉外部長)
- 小泉 文明 株式会社ミクシィ 経営管理本部長
- 国分 明男 (財)インターネット協会 副理事長
- 小林 洋子 NTTコミュニケーションズ(株) ネットビジネス事業本部OCNサービス部 部長
(第1回～第7回)
- 若井 昌宏 同職
(第8回～第10回)

齋藤 誠 東京大学大学院法学政治学研究科教授

坂田 紳一郎 (社) 電気通信事業者協会 専務理事

関 聡司 楽天(株) 渉外室室長

高橋 大洋 ネットスター(株) 営業マーケティング本部 広報部 部長

高橋 信行 國學院大學法学部専任講師

高橋 正夫 (社) 全国高等学校PTA連合会 会長

竹之内 剛 KDDI(株) コンシューマ事業統轄本部コンテンツ・メディア本部
コンテンツサービス企画部長

立石 聡明 (社) 日本インターネットプロバイダー協会 副会長

田野 弘 (株) NTTドコモ コンシューマサービス部 担当部長

長田 三紀 東京都地域婦人団体連盟 事務局次長

中山 安男 (社) 日本ケーブルテレビ連盟 事業部第2グループ長
(第1回~第7回)

井上 恵悟 (社) 日本ケーブルテレビ連盟 事務局長
(第8回~第10回)

春田 真 (株) ディー・エヌ・エー 取締役総合企画部長

平澤 弘樹 (株) ウィルコム 取締役執行役員常務ネットワーク技術本部長

別所 直哉 ヤフー(株) CCO(最高コンプライアンス責任者) 兼法務本部長

松山 隆司 京都大学教授

丸橋 透 ニフティ(株) 法務部長

森 亮二 弁護士

山口 英 奈良先端科学技術大学院大学教授

吉川 誠司 WEB110 代表

(オブザーバ)

内閣官房 I T 担当室

内閣府政策統括官（共生社会担当）付青少年調整第 2 担当

警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課

経済産業省商務情報政策局情報経済課

文部科学省スポーツ・青少年局青少年課

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」(作業班)

基本的枠組WG 構成員名簿

(敬称略、五十音順)

顧問	岡村 久道	英知法律事務所 弁護士
顧問	斎藤 誠	東京大学 教授
顧問	高橋 信行	國學院大學 専任講師
顧問	山口 英	奈良先端科学技術大学院大学 教授
主査	森 亮二	英知法律事務所 弁護士
主査 代理	桑子 博行	(社)テレコムサービス協会 サービス倫理委員会委員長
	石井 夏生利	情報セキュリティ大学院大学 情報セキュリティ研究科 講師
	上沼 紫野	虎ノ門南法律事務所
	北村 和広	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) ネットビジネス事業本部 OCN サービス部 サービス開発担当部長
	楠 正憲	マイクロソフト(株) 技術統括室 CTO 補佐
	関 聡司	楽天(株)
	立石 聡明	(社)日本インターネットプロバイダ協会
	橋本 龍太郎	有限責任中間法人 モバイルコンテンツ審査・運用監視機構(EMA)
	別所 直哉	ヤフー(株) CCO(最高コンプライアンス責任者)兼法務本部長
	丸橋 透	ニフティ(株) 法務部長

自主的取組WG 構成員名簿

(敬称略、五十音順)

顧問	国分 明男	(財)インターネット協会 副理事長
顧問	長田 三紀	東京都地域婦人団体連盟 事務局次長
顧問	長谷部 恭男	東京大学 教授
主査	桑子 博行	(社)テレコムサービス協会 サービス倫理委員会委員長
主査 代理	森 亮二	英知法律事務所 弁護士
	鎌田 真樹子	(株)魔法のiらんど アイポリスグループ マネージャー
	小泉 文明	(株)ミクシィ 経営管理本部長
	島本 学	NTT レゾナント(株) 企画部 法務考査部門 部門長
	関 聡司	楽天(株) 渉外室室長
	高橋 大洋	ネットスター(株) 営業マーケティング本部広報部部長
	高橋 誠	(株)ライブドア メディア事業部 マネージャー カスタマーサポートセンター長
	立石 聡明	(社)日本インターネットプロバイダ協会
	春田 真	(株)ディー・エヌ・エー 取締役総合企画部長
	別所 直哉	ヤフー(株) CCO(最高コンプライアンス責任者)兼法務本部長
	丸橋 透	ニフティ(株) 法務部長
	吉川 誠司	WEB110 代表

親子のICTメディアリテラシーWG 構成員名簿

(敬称略、五十音順)

顧問	加藤 秀次	(社)日本PTA全国協議会 副会長
顧問	高橋 正夫	(社)全国高等学校PTA連合会 会長
主査	菊池 尚人	慶應義塾大学 准教授
主査 代理	尾花 紀子	ネット教育アナリスト
	石川 功造	(株)ミクシィ 法務部長
	石戸 奈々子	特定非営利活動法人 CANVAS
	大空 真由美	ニフティ(株) 社会活動推進室
	鎌田 真樹子	(株)魔法のiらんど アイポリスグループ マネージャー
	岸原 孝昌	有限責任中間法人 モバイルコンテンツ審査・運用監視機構(EMA)事務局
	木村 たま代	主婦連合会
	蔵田 三沙代	(株)ガイアックス ソリューション事業本部 オンラインマーケティング部 コミュニケーションディレクター
	小寺 信良	インターネット先進ユーザーの会(MIAU) 代表理事
	柴山 寛	(財)マルチメディア振興センター(FMMC) 特別研究主幹
	瀬川 正博	マイクロソフト(株) シニアマーケティングエグゼクティブ
	関 聡司	楽天(株) 渉外室室長
	立石 聡明	(社)日本インターネットプロバイダ協会
	長田 三紀	東京都地域婦人団体連盟 事務局次長
	西村 隆	毎日新聞社 デジタルメディア局 プロデューサー
	春田 真	(株)ディー・エヌ・エー 取締役総合企画部長
	吉田 奨	ヤフー(株) 法務本部 マネージャー

技術検討WG 構成員名簿

(敬称略、五十音順)

主査	松山 隆司	京都大学大学院 情報学研究科 教授
主査代理	桑子 博行	(社)テレコムサービス協会 サービス倫理委員会 委員長
	石川 功造	(株)ミクシィ 法務部長
	猪俣 清人	デジタルアーツ(株) 経営企画部長
	岸原 孝昌	モバイル・コンテンツ・フォーラム 事務局長
	木俵 豊	独立行政法人情報通信研究機構 知識創成コミュニケーション研究センター 知識処理グループリーダー
	楠 正憲	マイクロソフト(株) 技術統括室 CTO 補佐
	国分 明男	(財)インターネット協会 副理事長 兼 インターネット・ホットラインセンター長
	越山 昌則	ソフトバンクテレコム(株) サービス開発本部 コンシューマインターネットサービス部長
	佐田 昌博	(株)ウィルコム 技術本部 副本部長
	菅波 一成	イー・モバイル(株) 技術本部 技術企画部 担当部長
	関 聡司	楽天(株) 執行役員 渉外室室長
	高橋 大洋	ネットスター(株) 営業マーケティング本部広報部長(広報・渉外担当)
	立石 聡明	(社)日本インターネットプロバイダ協会 副会長
	田辺 守	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ コンシューマサービス部 担当課長
	鳥居 晋太郎	(株)ガイアックス 執行役 最高技術責任者
	西澤 利治	インターネット・コンテンツ審査監視機構 事務局長代理
	春田 真	(株)ディー・エヌ・エー 取締役 総合企画部長
	藤田 一夫	グーグル(株) ポリシー カウンセル
	松原 理	KDDI(株) ネットワークサービス企画部 モバイルネットワークサービスグループリーダー
吉川 誠司	WEB110 代表	
吉田 奨	ヤフー(株) 法務本部 マネージャー	

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」審議経過

会合	開催日	主な議題
第1回	平成19年11月26日	<p>テーマ：現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット上の違法・有害情報の現状及び総務省の取組 ・インターネット上の違法・有害情報の現状 ・フィルタリングの普及促進の現状と課題
第2回	平成19年12月27日	<p>テーマ：フィルタリング導入促進①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フィルタリングサービス導入促進に関する携帯電話事業者等への要請 ・フィルタリングサービスに関する今後の取組 ・フィルタリングリスト提供事業者の取組 ・PTAの違法・有害情報への取組 ・コンテンツ事業者の違法・有害情報等への取組
第3回	平成20年1月29日	<p>テーマ：フィルタリング導入促進②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大臣要請に基づく取組の具体的状況 ・コンテンツ事業者等の取組及び提案
第4回	平成20年2月27日	<p>テーマ：今後のフィルタリングの在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット上のコンテンツ評価システム ・インターネット利用に関する教育・啓発等 ・中間取りまとめ骨子に盛り込む要素
第5回	平成20年4月2日	<p>テーマ：中間取りまとめ骨子</p> <ul style="list-style-type: none"> ・違法・有害情報を検出するための技術開発 ・インターネットコンテンツのレーティング ・中間取りまとめ骨子
第6回	平成20年4月25日	<p>テーマ：中間取りまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モバイルコンテンツ・審査・運用監視機構（EMA） ・インターネット上の違法・有害情報への対応に関する欧州の状況 ・中間取りまとめ

第7回	平成20年7月17日	<p>テーマ：安心ネットづくり促進プログラム①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年インターネット環境整備法の概要 ・ 諸外国の違法・有害情報対策の状況 ・ 「安心ネットづくり」促進プログラムの策定 ・ WGの設置
第8回	平成20年9月26日	<p>テーマ：安心ネットづくり促進プログラム②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各WGからの報告
第9回	平成20年11月26日	<p>テーマ：安心ネットづくり促進プログラム③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最終取りまとめ（安心ネットづくり促進プログラム）案について
第10回	平成21年1月14日	<p>テーマ：安心ネットづくり促進プログラム④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最終取りまとめ

「基本的枠組WG」審議経過

会合	開催日	主な議題
第1回	平成20年8月8日	テーマ：違法情報対策① ・基本的枠組WGにおける検討事項・問題意識 ・プロバイダ責任制限法の概要 ・違法・有害情報の規制に関する考察
第2回	平成20年8月26日	テーマ：違法情報対策② ・論点整理 ・違法情報の実態の把握 ・現在の違法情報対策の問題点・課題 ・検討の対象となりうる違法情報対策
第3回	平成20年9月17日	テーマ：最終取りまとめ案① ・違法情報対策に関する意見照会の結果報告 ・最終取りまとめ案について
第4回	平成20年10月27日 (自主的取組WGと合同)	テーマ：児童ポルノ対策等 ・児童ポルノ法改正の動向 ・諸外国における児童ポルノ対策の実情 ・児童ポルノ対策とその課題 ・国際連携推進のための枠組みの構築についての考え方
第5回	平成20年11月19日 (自主的取組WG・親子のICTメディアリテラシーWGと合同)	テーマ：最終取りまとめ案② ・最終取りまとめ案について

「自主的取組WG」審議経過

会合	開催日	主な議題
第1回	平成20年7月28日	テーマ：業界の取組 ・自主的取組の推進に係る論点 ・通信業界の取組 ・EMAの取組
第2回	平成20年9月2日	テーマ：自主憲章 ・各社の取組 ・自主憲章等の自主的取組促進に関する論点と意見
第3回	平成20年9月19日	テーマ：最終取りまとめ案① ・特定サーバー管理に関わる事業者調査 ・最終取りまとめ案について
第4回	平成20年10月27日 (基本的取組WGと合同)	テーマ：児童ポルノ対策等 ・児童ポルノ法改正の動向 ・諸外国における児童ポルノ対策の実情 ・児童ポルノ対策とその課題 ・国際連携推進のための枠組みの構築についての考え方
第5回	平成20年11月19日 (基本的枠組WG・親子のICTメディアリテラシーWGと合同)	テーマ：最終取りまとめ案② ・最終取りまとめ案について

「親子のICTメディアリテラシーWG」審議経過

会合	開催日	主な議題
第1回	平成20年7月30日	テーマ：リテラシー向上のための取組① ・親子のICTメディアリテラシー向上支援に係る論点 ・「e-ネットキャラバン」の取組 ・NPOの取組
第2回	平成20年8月22日	テーマ：リテラシー向上のための取組② ・論点整理 ・第三者機関の取組 ・企業における取組
第3回	平成20年9月22日	テーマ：最終取りまとめ案① ・企業における取組・最終取りまとめ案について
第4回	平成20年11月6日	テーマ：リテラシー向上のための取組③ ・「安心ネットづくり」促進協議会 ・今後の取組
第5回	平成20年11月19日 (基本的枠組WG・自主的取組WGと合同)	テーマ：最終取りまとめ案② ・最終取りまとめ案について

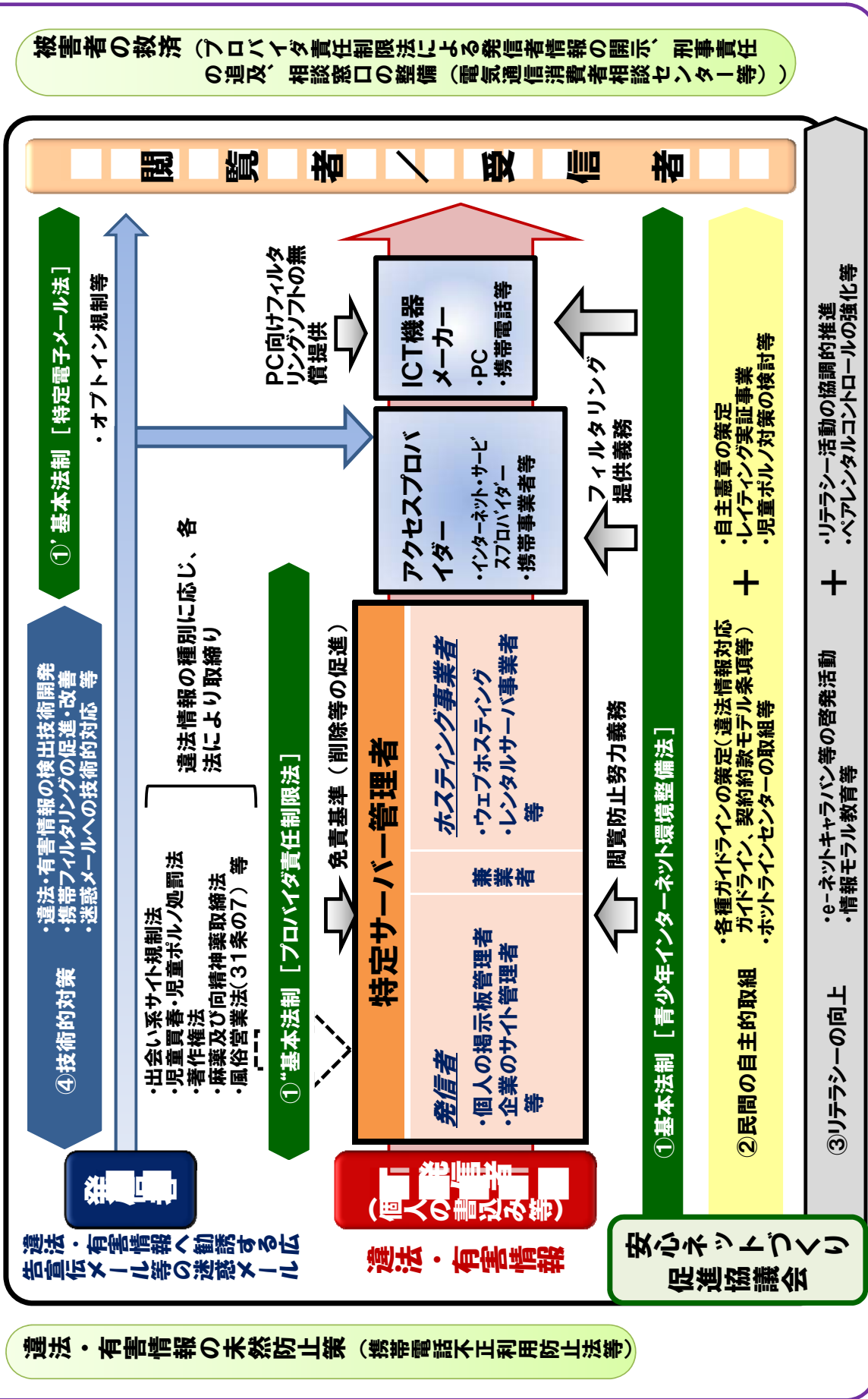
「技術検討WG」審議経過

会合	開催日	主な議題
第1回	平成20年7月31日	テーマ：各社の取組と現状 ・各社の取組 ・技術の活用の現状と課題等
第2回	平成20年9月2日	テーマ：違法有害検知技術 ・ISPから見た違法有害検知技術 ・検討の方向性に関する試案 ・検出技術等に関する主な課題の考え方
第3回	平成20年9月19日	テーマ：技術検討WG中間とりまとめ案 ・技術検討WG中間とりまとめ案
第4回	平成20年11月 (メール審議)	テーマ：技術検討WG最終とりまとめ案 ・技術検討WG最終とりまとめ案

參考資料

今後の総合的なインターネット上の違法・有害情報対策の枠組み

⑤ 国際連携の推進



用語集

初出頁	用語	意味
4	「学校裏サイト」	学校の公式サイトとは異なり、主に学校に通う生徒間の情報交換や交流を目的として非公式に立ち上げられた匿名の掲示板やウェブサイトを指して使われる。
6	(メディア)リテラシー	情報を流通するメディア(放送、ラジオ、書籍、インターネット等)の特性や利用方法を理解し、使いこなして、他者に自分の考えを伝える能力のこと。
10	裁判外紛争処理(ADR: Alternative Dispute Resolution)	民事調停、家事調停、訴訟上の和解、仲裁及び行政機関や民間機関による和解、斡旋など、裁判に依らない紛争解決方法を指す。
14	CGM	Consumer Generated Media の略。消費者が自らコンテンツを作成し、充実させていくメディアの総称。具体的には、ブログ、SNS(Social Networking Service)、掲示板、各種口コミサイト、動画投稿・共有サイトなどを指す。
18	社会的法益	ある法律によって得られる利益が、一般社会にとっての利益であることを指す、刑法における用語の一つ。
19	不法行為(責任)	故意または過失によって他人の権利・利益を侵害すること。
19	不作為	敢えて積極的な行動をしないこと。
31	ホスティング(サービス)	インターネットの情報発信用サーバについて、その容量の一部を間貸しするサービスのこと。
37	債務不履行	債務者が債務の本旨に従った履行をしないこと。
41	ログ	情報通信の履歴等の情報を記録に残すこと、または、その情報自体のことを指す。
42	デジタルミレニアム著作権法(DMCA: Digital Millennium Copyright Act)	1998年10月に成立し、2000年10月に施行されたアメリカの著作権法。従来型の著作物とは別に、デジタル化された著作物の著作権のあり方などを規定している。
44	民事保全制度	民事訴訟の間に、債務者が自らの財産を処分してしまい、債権者が訴訟に勝った時に手に入れる権利のある財産が無くなっているようなことが起きないように、あらかじめ債務者の財産を現状維持しておくための制度。仮差押えと、仮処分の方法がある。
45	違法性阻却事由	法律上、通常は違法とされている行為について、その違法性を否定する事由のこと。例えば正当防衛、緊急避難などが対象とされる。
45	トレーサビリティ	物や情報の追跡可能性のこと。例えば、物の生産から最終消費あるいは廃棄の段階までの流通の経路において追跡可能な状態を指す。
48	INHOPE(The International Association of Internet Hotlines)	欧米のインターネットホットライン機関の連携を取るため、1998年に設立された組織。2008年11月末時点で日本を含む29の国・地域が参加している。

48	ISP (Internet Service Provider)	インターネット接続事業者のこと。通信回線を通じて、顧客にインターネットに接続する機能を提供する。
49	SIAP (Safer Internet Action Plan)	違法かつ有害なコンテンツを排除することにより、インターネットの安全利用の促進を目的とした、EU の 4 年行動計画。
50	メディアサービスに関する州際協定	ドイツにおけるインターネットなどオンラインメディアに関する法規制。コンテンツプロバイダは、この協定により、青少年の成長を阻害すると思われるコンテンツについて、流通形態に関わらず、青少年の年齢に応じて一定のアクセス禁止措置または制限措置を取ることを義務付けられている。
50	青少年メディア保護委員会(KJM)	ドイツの放送、インターネット、その他のデジタルメディアにおける青少年保護を監督する国家機関。メディアサービスに関する州際協定の遵守の保証、自主規制団体の認可、コンテンツレイティング／フィルタリングシステム等の技術的手段の承認等の役割を担う。
51	NCMEC(National Center for Missing and Exploited Children)	「児童失踪・児童虐待国家センター」という米国のホットライン機関。1984年に行方不明の児童及び児童搾取の通報受付を目的として設立された非営利団体だが、現在は連邦機関として扱われている。
51	CyberTipline	NCMEC が開設する児童の性的搾取に関するホットライン。
59	インターネットカフェ	インターネットを利用できるパソコンが店内に設置されている喫茶店のこと。飲食をしながら、インターネットに接続し、Web サイトの閲覧や電子メールの送受信などのサービスを利用できる。
62	CSR (Corporate Social Responsibility)	企業が果たすべき社会的責任のこと。(社)経済同友会によると、CSR の本質は、(1)企業と社会の持続的な相乗発展に資する、(2)事業の中核に位置づけるべき「投資」であり、(3)自主的取組であるものである、とされる。
62	NPO	「Nonprofit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称。非営利団体一般のことを指す場合と、特定非営利活動促進法により法人格を得た NPO 法人のみを指す場合がある。
63	電子掲示板	参加者が意見や文書等を自由に投稿して、コミュニケーションをとることが出来るウェブページのこと。BBS とも言う。
76	ハウジングサービス	ネットワーク回線設備等が整備された施設に、顧客の通信機器や情報発信用サーバを設置し、管理等を請け負うサービスのこと。
76	iDC (internet Data Center)	インターネット・データ・センターの略称。ハウジングサービスやホスティングサービスで利用しているサーバを多数蔵置している場所を指す。
80	バイロンレビュー (Safer Children in a Digital World:the report of the Byron Review)	英ブラウン首相の指示により、心理学者タニア・バイロン博士がまとめたレポート。インターネット上の各種コンテンツとテレビゲームが子供に与える影響に関して論じたもの。
82	ユビキタスネットワーク	あらゆる情報通信端末や情報通信機器等が、有線／無線の様々なネット

		ワークによって接続されることにより、利用者が、いつでもどこからでも様々なサービスを利用できるようになる情報通信環境のこと。
82	京都議定書	正式名称は、「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」。気候変動枠組条約に基づき、1997年に京都市で開催された第3回気候変動枠組条約締約国会議(地球温暖化防止京都会議、COP3)で議決した議定書のこと。
86	新聞倫理綱領	新聞協会の加盟各社による綱領。「自由と責任」、「正確と公正」、「独立と寛容」、「人権の尊重」、「品格と節度」の5項目を掲げている。
86	放送倫理基本綱領	日本民間放送連盟と日本放送協会が、各放送局における放送基準の根本理念を確認し、放送に期待されている使命を達成する決意を新たにするため定めたもの。
88	プラットフォーム	「土台」や「基盤」を意味する言葉。最近では、階層構造の基盤となる部分のことを指すようになり、コンピュータのOS等や、プロジェクトを支える基盤部分等を指すようになっている。本報告書では、普及啓発等の各種活動を行う際に、共通して必要となる機能をもつ機関を意味している。
89	スパムブログ	広告の表示や特定サイトへの誘導などを目的として、ソフトウェアにより自動生成されているブログのこと。
89	アフィリエイト	ウェブサイトやメールマガジンなどの閲覧者が、そこからリンクが張られている企業サイトで会員登録や商品購入などした場合、リンク元のウェブサイトやメールマガジンの主催者が企業サイトから報酬を得ることができる広告手法のこと。
89	フィッシング	金融機関などからの正式なメールやウェブサイトを装って、クレジットカード番号、暗証番号、パスワードなどを詐取する詐欺、または、その技術のこと。
99	DNSキャッシュサーバ	ブラウザや電子メール等のアプリケーションが通信先との通信を行う場合に、端末等が通信先ホスト名をIPアドレスに変換するために問合せを行うDNSサーバ。このDNSサーバでは該当のドメインを管理するDNSサーバへ問合せを行うことにより、端末等からの問合せの結果の回答を行うとともに、その内容を一定期間キャッシュとして保存を行う。
100	DNSSEC(DNS Security Extension)	DNS(Domain Name System)のセキュリティを向上させる拡張仕様。サーバとクライアントの間で交換されるメッセージが改ざんされていないことを保証するため、メッセージのハッシュ値を公開鍵暗号方式で暗号化し、メッセージとともに送る。届いたメッセージからハッシュ値を求め、復号したハッシュ値と一致すれば、改ざんが行なわれていない証拠となる。
100	パケット	情報を小さなデータブロックに分割して、各々に発信元と送信先のアドレスや種類、通し番号などの制御情報を付加したもの。各情報通信端末が、大きな情報を小さなパケットに分割して通信を行うことで、1つの通信回線で複数の情報交換を行うことができるため、通信回線を効率的に利

		用できる。
117	IT 新改革戦略	2010 年までを対象に日本全体の IT 利活用の施策を示した戦略。2006 年 1 月に IT 戦略本部により定められた。インフラ整備に主眼が置かれていた e-Japan 戦略に対して、国民生活の向上や産業競争力の強化に主眼が置かれている。
118	ビデオクリップ	楽曲の売り込み等に使われている宣伝用ビデオ作品のこと。プロモーションビデオとほぼ同様の意味で利用されている。
121	e-Learning	遠隔教育と言われる。インターネット等のネットワークを介して、パソコン等の端末で教育を行うこと。教室で学習を行う場合と比べ、遠隔地や在宅など場所を問わずに教育を提供できる点や、コンピュータならではの教材を利用できる点などが特徴である。
134	PDCA サイクル	マネジメントサイクルに関する方法論の 1 つで、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)のプロセスを継続的に実施し、改善を図っていくこと。